

財政援助団体等監査結果報告

[タイムズグループ共同事業体]

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	沖久正留

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和2年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

タイムズグループ共同事業体（以下「指定管理者」という。）における神戸市からの公の施設の指定管理（花隈駐車場，舞子駅前駐車場）に係る出納及びその他の事務で，主として令和元年度執行の事務

2 監査の期間

令和2年8月24日～令和3年3月16日

3 監査の方法

監査は，公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて，関係書類の調査とともに，関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 駐車場（自動車駐車場）

道路交通の円滑化を図るため，駐車場法又は道路法に基づき設置されている。
花隈駐車場，舞子駅前駐車場の所在地等については第1表のとおりである。

第 1 表 駐 車 場 の 所 在 地 等

	所在地	収容台数	延床面積	形式	供用開始 年月
花 隈 駐 車 場	神戸市中央区花隈町 (花隈公園地下)	258台	8,977㎡	地下3階3層 自走式	昭和44年4月
舞子駅前駐車場	神戸市垂水区東舞子町 (J R 舞子駅北駅前広場地下)	167台※	8,843㎡	立体3階3層 自走式	平成10年6月

※ 駐車スペースの一部を自動二輪車スペースに充当している。(収容台数：18台)

(2) 指定管理者及び選定理由

① 指定管理者

タイムズグループ共同事業体

代表者 タイムズ 24 株式会社

(その他の構成員) タイムズサービス株式会社

② 選定理由

両駐車場については指定管理者選定のための公募を実施したところ、それぞれ 3 団体の応募があり、指定管理者選定評価委員会において応募者からの提案書類に基づき「駐車場経営能力」、「メンテナンス能力」、「地域密着度」の 3 項目について総合的に評価し、選定を行った。

(3) 指定期間 平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 (4 年間)

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う主な業務は、駐車場の利用及びその制限、駐車料金の徴収、施設の維持管理であり、業務量の比較は第 2 表のとおりである。

第 2 表 業 務 量 の 比 較

(単位 利用台数：台 比率：%)

項目		令和元年度	平成30年度	対前年度 増減	対前年度 増減率	
花 隈 駐 車 場	自 動 車					
	年間利用台数	126,676	132,802	△ 6,126	△ 4.6	
	回 転 率※	1.35	1.41	△ 0.06	△ 4.3	
舞子駅前駐車場	自 動 車	年間利用台数	142,077	139,009	3,068	2.2
	自 動 二 輪 車	年間利用台数	1,550	1,897	△ 347	△ 18.3
		回 転 率※	2.36	2.31	0.05	2.2

※ 回転率：1日あたりの利用台数／収容台数

(5) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料等は第3表のとおりである。

第3表 指定管理料等の比較

(単位 金額：円 比率：%)

	令和元年度	平成30年度	対前年度 増減	対前年度 増減率
	金額	金額		
花限駐車場				
指定管理料	31,840,352	33,755,480	△ 1,915,128	△ 5.7
(うち修繕費)※	369,684	681,480	△ 311,796	△ 45.8
使用料収入	90,080,610	94,810,000	△ 4,729,390	△ 5.0
舞子駅前駐車場				
指定管理料	52,521,352	53,786,204	△ 1,264,852	△ 2.4
(うち修繕費)※	819,400	1,890,324	△ 1,070,924	△ 56.7
使用料収入	67,357,380	68,969,700	△ 1,612,320	△ 2.3

※ 修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後精算している。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理者の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会では毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する令和元年度の総合評価(AAA, AA, A, B, Cの5段階評価)及び所見は第4表のとおりである。

第4表 総合評価及び主な所見

	花限駐車場	舞子駅前駐車場
総合評価※	AA	AA
所見	事業者の提案内容である、「周辺タイムズMAP」による案内、駐車場位置情報配信(カーナビ/WEB配信)、スマートフォンアプリ情報配信、会員向け情報配信(サービス名:たのしい街)、クレジットカード決済、タイムズクラブカードへのポイント付与等が実施されている。使用料収入は減少しているが、目標収入額を上回っている。また、利用者満足度は前年度より増加している。引き続き新規顧客獲得やリピーター確保に向けて努められたい。	事業者の提案内容である、駐車場位置情報配信(カーナビ/WEB配信)、スマートフォンアプリ情報配信、クレジットカード決済、タイムズクラブカードへのポイント付与等が実施されている。使用料収入は前年度並であるが、目標収入額を上回っている。また、利用台数は前年度より増加している。しかし利用者満足度は減少している。今後は利用者満足度の向上に努められたい。

※ 総合評価は、運営実績(運営状況、利用状況、収支状況など)について、指定管理者からの提案内容の達成度や過去の運営実績との比較などを踏まえて行っており、AAは、管理運営内容が提案内容をやや上回っているものである。

5 監査の結果

駐車場の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

① 共同事業体協定書（写し）を神戸市所管局に提出するべきもの

共同事業体の構成団体間の責任分担等を確認するため、共同事業体協定書の提示を指定管理者に求めたところ、協定書は作成していたものの、その写しを神戸市所管局に提出していないとのことであった。

神戸市所管局が作成した「神戸市が設置する駐車場指定管理者応募要領」（平成 28 年 6 月）では、「第 2 応募資格」で、「共同事業体とする場合、「共同事業体結成届出書」を作成し、本市へ提出してください。また、指定管理者候補者に選定された際には、代表者の権限や構成員の役割分担及び責任分担等を明記した「共同事業体協定書」を提出して下さい。」とされている。また、庁内の施設所管局向けのマニュアルである「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「8.4 応募要領作成にあたって特に留意が必要な事項 8.4.14 共同事業体の取り扱いに関する記載」で、「複数事業者が共同して指定管理者となる共同事業体形式を取る場合には、共同事業体内部での責任を明確に規定する必要があります。そのため、応募時に「共同事業体結成届出書」を提出させるとともに、指定議案の審査時まで「共同事業体協定書」を提出させる必要がありますので、その旨記載してください。」とされている。

指定管理者は、応募要領に基づき、共同事業体協定書を神戸市所管局に提出するべきである。

また、神戸市所管局は、手続き漏れがないか確認できる仕組みを構築するべきである。

② 指定管理業務にかかる書類を共同事業体の名称を冠して作成するべきもの

指定管理業務で作成している申請書・報告書等の書類を確認したところ、下記のとおり指定管理者である共同事業体の名称を記載せず、共同事業体の代表企業であるタイムズ 24(株)名義で作成していた事例があった。

<事例>

書類等	発行年月日	書類の名義
指定申請書	平成 28 年 8 月 8 日	タイムズ 24 株式会社 代表取締役
一部変更協定書のうち本文	平成 29 年 9 月 29 日	タイムズ 24 株式会社 (押印部分は「タイムズグループ共同事業体」)
再委託承諾申請書	2019 年 8 月 16 日	タイムズ 24 株式会社 取締役専務執行委員法人営業本部長

花隈駐車場 事業報告書 (2019年度)	2020年4月15日	タイムズ24株式会社
舞子駅前駐車場 事業報告書 (2019年度)	2020年4月15日	
修繕費の戻入について (通知文)	2020年3月31日	タイムズ24株式会社 取締役専務執行委員法人営業本部長
領収書 (ゲート発行分: レシート型)		指定管理者 タイムズ24(株) 発行事務代行タイムズサービス(株)

「神戸市が設置する駐車場指定管理者応募要領」(平成28年6月)では、「第5 指定管理者が行う業務の管理基準 (2)料金の徴収に関する業務 ①駐車料金の徴収」で、「ア 指定管理者は徴収業務(回数券, 定期券, プリペイドカードの販売を含む)を行い, 駐車料金等を徴収した場合は, 指定管理者名の領収書を交付してください。」とされており, 「神戸市花隈駐車場及び神戸市舞子駅前駐車場管理運営業務に関する協定書」でも, その第9条第2項で「乙 (指定管理者)は前項の駐車料金を徴収したときは, 納入者に対して指定管理者名義の領収書を発行しなければならない。」と, また, 第16条第1項で「乙は, 毎月末締め業務月報及び年間事業報告書を作成し, 業務月報は翌月5日までに, 年間事業報告書は翌年4月15日までに甲に提出しなければならない。」と規定されている。

以上のことから, 責任分担を明確にするためにも, 指定管理者が作成するこれら書類については, 指定管理者が共同事業体である場合には当該共同事業体の名称で作成すべきである。また, 神戸市所管局は, 提出された書類を確認し, 必要な指導を行うべきである。

③ 指定管理業務にかかる銀行口座名義を共同事業体の名称を冠した口座とするべきもの

指定管理業務で使用している銀行口座の名義を確認したところ, 指定管理料収納口座を共同事業体の代表団体であるタイムズ24(株)名義で作成していた。

神戸市の指定管理者制度における共同事業体については, 制度全般に関する基準が整備されていないが, 庁内の施設所管局向けのマニュアルである「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では, 「11.6 資金管理専用口座の開設」で, 「使用料収入や使用料返還事務に係る資金及び修繕費については, ペイオフ対策等のため, 必ず指定管理者に専用口座(預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金)を開設させて管理させてください。」とされている。また, 「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル【様式集】」では, 共同事業体協定書のひな型の中で, 「当事業体の取引金融機関は, ○○銀行○○支店とし, 共同事業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。」とされている。なお, この様式集の目次には, 「この様式集はあくまで一例です。施設の特性等に応じて, 適宜必要な修正を加えてください。」と記されている。

以上のことから, 共同事業体の名称を冠した銀行口座名義とすることは, マニュアル上明確には義務付けられていないが, 共同事業体の名称を冠しない会社名義の口座の場合, その名義の会社が破産したときに, 口座に入金された指定管理料の帰属にリスクが生じる。

共同事業体固有の財産と峻別するため、神戸市所管局は、共同事業体の名称を冠した口座を設けるよう、指定管理協定や仕様書で示し、遵守させるべきである。

(2) 意見

① 備品の管理について

舞子駅前駐車場の備品管理状況を確認したところ、神戸市に帰属する備品のうち、破損して使用不可能となった椅子（8脚）が長期間処分されないまま保管されていた事例があった。

「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「8.4.21 備品の取り扱いに関する記載」のなかで、「備品については、指定期間当初から存在した備品（市又は旧指定管理者から引き継いだもの）と、指定期間中に購入等を行った備品を区分して管理し、後者については、市の負担で購入等を行ったものと、指定管理者の負担において購入等を行ったものを明確に区別して管理させることとします。その上で、当初から存在した備品及び市の負担で購入等を行ったものについては、神戸市物品会計規則等に基づいて管理すること、また、確実に次期指定管理者に引き継ぐことを記載してください。」とされている。

神戸市物品会計規則では、その第13条で「物品管理者は、使用の必要がない物品又は使用することができない物品があるときは、不要の決定をすることができる。」とされ、第15条により、売り払うことができないもの等は廃棄することができることとされている。

指定管理者においては、不用物品が発生した場合は、神戸市所管局と協議した上で必要な対応をされたい。

神戸市所管局は、不用物品が発生した場合は、廃棄等必要な措置を講じるとともに、備品管理簿（備品台帳）も整備されたい。また、指定管理施設の備品を定期的に確認するなど、備品の管理状況を把握されたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
「ほぼ皆増」----- 増加率が1,000%以上のもの。
「ほぼ皆減」----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。